

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

松山市

2 構造改革特別区域の名称

松山市キャリア人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

松山市の全域

4 構造改革特別区域の特性

松山市は、日本最古といわれる道後温泉や市の中央部にそびえ立つ松山城を有し、正岡子規をはじめ数多くの文人が育った豊かな歴史と文化の香る城下町として、また、人、物、情報が行き交う中四国の拠点として着実に発展している。さらには、四国最大の都市及び中核市として、「『坂の上の雲』を軸としたまちづくり」をはじめ、都市機能の整備や歴史、文化、自然条件などの個性を活かした地域づくりを創意工夫により進めており、新たな飛躍を目指している。

旧藩以来の伝統として本市には学問重視の風土がある。明治5(1872)年の学制公布を受けて、松山ではいち早く5つの小学校が開校されるとともに、明治7(1874)年には正則伝習所(師範学校の前身)が設立され、その後も、商業、工業、農林、外国語などの学校と多数の女学校が次々と設けられた。

明治8(1875)年には、旧松山藩校明教館内に松山英学所が設置され、草間時福によって、英語版の学術書による自由闊達な近代教育が行われた。その校風は松山中学校へと受け継がれ、正岡子規をはじめ数多くの人材を輩出するところとなった。なお、この明教館の講堂は、現在の松山東高校に移築され、松山の教育風土を象徴する歴史文化財となっている。

また、優れた人材を教師として招へいすることにも力を入れ、明治28(1895)年には、東京帝国大学卒業後、高等師範で教べんをとっていた夏目漱石を松山中学校の英語教師として招いている。

そして、今日でも教育を大切にする伝統のもと、幼稚園から愛媛大学、松山大学、東雲女子大学などの大学までの学校のほか、専修学校や各種学校など様々な教育機関の集積があり、充実した教育環境が形成されている。

本市を県庁所在都市とする愛媛県の大学進学率は高い。平成14年度の進学率(平成14年3月高等学校卒業者のうち進学者の占める割合)も48.1%と全国平均の44.8%をかなり上回っているが、大学(短期大学を除く。)への進学率(平成14年3月卒業者のうち大学進学者の占める割合)は38.8%と47都道府県中9番目の高水準にある。(「平成14年度学校基本調査」より)

一方、高等学校卒業者(過年度卒業者を含む。)のうち平成14年4月に大学に進学した者(7,133人)について、県内大学入学者(愛媛大学 735人、松山大学 1,057人、松山東雲女子大学 98人、聖カトリック女子大学 58人)割合をみると、27.3%に過ぎない。

従って本市の教育環境特に大学等の高等教育については、更に多様化させる余地があると評価できる。

また、教育内容についても、従来の大学教育に欠けていたキャリア教育(「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」)を取り入れることも重要である。

そして、このことにより既存の大学等との新たな協力・連携や競い合いを生じさせ、本市の教育環境をさらに充実・活性化することが必要である。

5 構造改革特別区域計画の意義

第一に、株式会社による大学を設置することで、これまで実社会との結びつきが弱かった学校教育では実現困難であった高度なキャリア教育を充実させることができる。

また、キャリア教育は若年者の雇用対策上も有効な施策であると考えられる。

「都道府県，男女，年齢階級別完全失業率(平成14年9月総務省統計局)」によると愛媛県の「15～24歳」の完全失業率は16.3%と、全国でも沖縄県、高知県に次いで3番目に高い。

このため、こうした状況を改善するためにも「キャリア教育」の導入は、課題解決のための施策の一つであると思われる。

株式会社東京リーガルマインドは、司法試験、司法書士試験、公認会計士試験などの受験生を対象とした高いレベルの教育サービスを提供しており、同社の設置する大学は、専門性と共に幅広い教養を兼ね備えた人材を育成する教育・研究体制を充実させることにより、新しいビジネスを立ち上げる人材や総合法律情報の専門家を輩出することが期待できる。

このような専門人材育成の実績がある株式会社が高等教育を行う大学とキャリア教育を求める地域社会とを有機的に結びつけることができれば、実効あるキャリア教育を開発し、即戦力となる専門人材を育成することができるものと思われる。

第二に、地域産業の活性化及び産学連携の強化を図ることができる。本市は、官公庁、大学、民間企業等が集積している中核都市である。このような地域に新たな教育産業が創出されることにより、高度なキャリア教育を受けた専門的知識を有する人材が地元企業に即戦力として就業するようになる。そして、財・サービスに関わる付加価値形成にヒトの専門的知識や知性が果たす役割が大きくなってきていることを踏まえれば、これらの人材の専門的知識・能力が企業競争力の源泉となり、地域産業の発展、産業の活性

化に貢献することが期待できる。

また、高度な能力を持つ学内の研究者や教授陣が、地元企業や地域産業界と交流し、地域におけるアドバイザーやコーディネーターといった役割を果たすこと、例えば地元企業若しくは企業団体等において経営・法務に関する助言指導を行うことなどが行われるようになれば、産学連携の強化に資することも期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 実学のニーズに応える教育の多様化

株式会社による大学を設置することによって、高等教育機関を多様化するとともに、キャリア教育を本格的に展開する先駆けとする。そして、それぞれの大学が学生・消費者の視点に立って教育内容そのものを真摯に競い合い、あるいは協力し合い、従来の本市の教育機能をさらに活性化することを目標とする。

(2) 地域の経済・産業の活性化

地域の職業人やキャリア教育を求める学生が通うことのできる地域と密着した株式会社が設置する大学において、学校教育としてのキャリア教育を充実させることにより、実社会で即戦力となる高度な専門能力を持った人材を育成する。

株式会社東京リーガルマインドは、これまで主として司法試験などの各種資格試験受験生を対象とした教育サービスを提供しており、新設を予定している大学でもこれまで蓄積してきたノウハウを活かして、企業活動を支援する即戦力人材の育成を積極的に進める方針である。同社が、大学を設置することにより、同社が提供する一貫したカリキュラムを通じた人材育成機能の効率性の向上が見込まれる。

このようにして育成された人材が地元企業に即戦力として就業するようになり、地域産業の発展や産業の活性化に貢献することが期待できる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 学校設置による社会的効果

地域の高等教育が多様化することにより、既存の大学等との新たな協力・連携や競い合いが生まれ、本市の教育機能をさらに活性化することが期待できる。

株式会社による大学が設置され、実務専門教育が実施されることにより、高度なキャリア教育を受け実社会で即戦力となる人材が育成され、地元企業に即戦力として就業することとなれば、これらの人材の専門的知識・能力が企業競争力の源泉となり、地域産業の発展、産業の活性化に貢献することが期待できる。

因みに、株式会社東京リーガルマインドが20余年にわたって輩出してきた各種資格試験の合格者数は、約2万名である。そのうち60%の約1万2000名が起業(独立開業)したものと思われる(日本弁護士連合会の調査によれば、弁護士の約85%が独立開業している。日本弁理士会の調査によれば、弁理士の約54%が独立開業している。日本税理士会連合会の調査によれば、税理士の約82%が独立開業している。これらの統計値から、少なくともLEC出身合格者の60%は独立開業していると考えられる。)

以上の実績から計算すると、平成20年3月にLEC大学松山キャンパスを卒業する

約 80 名の内、60%の 48 名程度が起業すると考えられる。中には事業を拡大し、新たに従業員を雇用する者も出現する。総務省統計局、個人企業営業状況調査（平成 13 年 3 月）によれば、個人企業（サービス業）の従業員数が平均約 1.3 人であることから計算すれば、1 期の卒業生だけで約 62 名の雇用創出が期待できる。

さらに L E C 大学は、正規学生を大幅に上回る科目等履修生を受け入れる。L E C 大学松山キャンパスで年間約 1,500 名の科目等履修生を受け入れる予定であり、その 15%にあたる約 225 名が起業すると考えると（科目等履修生は、必ずしも 1 年で目標の資格が獲得できるとは限らない。正規の学生と同様、資格取得に 4 年かかるもと想定し、正規学生のパーセンテージの 4 分の 1 とした。）1 期で約 290 名の雇用を創出することができる。正規の学生による効果と合わせると、1 期で約 270 名が起業し、約 350 名の雇用を創出することが期待できる。これは、10 期で約 2700 名が起業し、約 3500 名の雇用を創出することを意味する。

さらに、高度な能力を持つ学内の研究者や教授陣が、地元企業や地域産業界と交流し、地域におけるアドバイザーやコーディネーターといった役割を果たすこと、例えば地元企業若しくは企業団体等において経営・法務に関する助言指導を行うことなどが行われるようになれば、産学連携の強化に資することも期待できる。

また、大都市圏等への流出超過 となっている本県の大学進学者に対しては、地元での選択肢を拡大することになり一定の歩留まりをかけることが期待できるだけでなく、他の地区からの流入も期待することができる。

愛媛県の高等学校卒業者のうち大学進学者は、7,133 人であるが、県内大学への入学者（愛媛大学 735 人、松山大学 1,057 人、松山東雲女子大学 98 人、聖カトリック女子大学 58 人）は、27.3%に過ぎない（平成 14 年度大学進学状況調査：愛媛県教育委員会）。

同時期の各大学の入学定員は、愛媛大学 1,770 人、松山大学 1,338 人、松山東雲女子大学 260 人、聖カトリック女子大学 160 人となっており、合計で 3,528 人に過ぎず、大幅な流出超過となっている。

学生一人当たりの学費・生活費は平均で年間 246 万円（下宿その他）に達しており（平成 12 年度 学生生活費調査：文部科学省）大学進学に伴う学生の県外への流出に歯止めをかけることができれば経済効果も期待できる。

(2) 学校設置による経済的効果

新たに学生人数の増加が見込まれる。

学生増加による直接の効果として、学校周辺の商圈の活性化や書籍・文具等の必要品の消費が増えることによる消費の増加が見込まれる。

学校設置に伴い、学校スタッフの増員が行われることにより雇用の創出につながる。

学校設置の初期においては設備の増強等の需要が見込まれ、この結果として特別区域において相当な設備投資の効果が見込まれる。

さらに設置大学の学生は、高度な専門職業能力を有することとなり、弁護士、公認会計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士等の専門資格取得数の増加も見込まれる。また、このような高度人材教育を受けた卒業生達によって、地方ビジネスの中心地である本市において、起業家として、また、即戦力の新規雇用者として活躍を期待できる。

地元雇用人材

平成18年度 10人

平成19年度 5人

平成20年度 5人

・株式会社による大学の 신설（1校）の場合の試算

初年度80名から順次増加していき、4年目には400名（編入学を含む。）の学生数が見込まれる。各学生が1ヶ月1名あたり3万円消費すると仮定すると、年額換算では1億4,400万円の新たな消費が見込まれる。さらに学校スタッフとして4年間で概ね20名の追加雇用が見込まれ、地域における雇用の創出に貢献する。スタッフが1ヶ月1名あたり3万円消費すると仮定すると、年額換算では720万円の新たな消費が見込まれる。また、学生・スタッフの増加等による周辺商圏における追加雇用も見込まれる。

以上の通り、学校設置により概ね1億5,000万円超の需要増加と、概ね20名の新規雇用の創出がなされると考えられる。これは1事業者の参画の場合であり、今後の事業者の拡大によっては、効果がさらに期待できる。

(3) 中心市街地の活性化

「校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業」の特例により、校舎等の大学施設の設置は、中心市街地における利便性の良い既存の賃貸ビルを利用して行う予定である。

空洞化現象の生じつつある中心市街地に大学キャンパスを設置できれば、そこでの消費に伴って発生する経済的効果に留まらず、学生等若年者の往来・交流により街の賑わいが生じることは確実であり、この面でも本市の中心市街地の活性化に貢献すること大であると考えられる。

8 特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

801-1、821 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 市民の生涯学習活動の活性化

現在本市では、「市民一人ひとりが...自ら課題を認識し、それに対して自らが学び考える力を養いながら...新しい知識や能力を主体的に獲得できる」生涯学習を推進しており、大学開放事業を活用して市民に生涯学習の機会と場を提供する「松山大学公開講座事業」にも力点を置いているところである。

本市に開校するキャリア教育に重点をおいた大学が公開講座などを開設することに

より、市民の生涯学習の選択肢を広げ、既存の文化・教養系の講座・講習会に加え、職業教育やリカレント教育としての学習機会を提供できることになる。

なお、株式会社東京リーガルマインドは、生涯学習分野にキャリアマネジメントやアントレプレナー養成などの要素を付加する研究開発も進め、社会人を対象とした講座の開設なども視野に入れているが、これが実現すればその成果を市の施策に活用し、発展させるための協働事業を行うなど、生涯学習活動の活性化にも役立てることができる。

(2) 市内既存大学との連携協力の活性化

本市では、キャリア教育推進に関する取り組みとして、大学の主導により、平成15年5月に「愛媛県内4大学間インターンシップ連絡協議会」が設立され、統一プログラムに基づいた*インターンシップの取り組みが始まったところである。

本市に開校する予定のキャリア教育に重点をおいた株式会社大学においても、新たな連携協力を推進することとしており、これによりインターンシップの受入増加など、本市の産官学連携の強化、活性化を図ることが可能である。

*インターンシップ

大学と地元企業との連携のもと、学生の職場体験学習や実務研修を行うことにより、社会体験の機会をより多く与え、問題意識の薄い学生の問題意識を高めることなどで大学教育を充実すると共に就業意識を醸成することを目的とする。(受入先 民間企業、行政機関など87企業・団体)

別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

1 特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド
代表取締役 反町勝夫
住所 東京都港区愛宕2 - 5 - 1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

松山市内で、株式会社東京リーガルマインドが大学の設置主体となることを認める。

5 当該規制の特例措置の内容

本市は、官公庁、大学、民間企業等が集積している中核都市である。このような地域に新たな教育産業が創出され、高度なキャリア教育を受けた専門的知識を有する人材が地元企業に即戦力として就業するようになれば、これらの人材の専門的知識・能力が企業競争力の源泉となり、地域産業の発展、産業の活性化に貢献することが期待できる。

株式会社東京リーガルマインドでは、主として司法試験、司法書士試験、公認会計士試験などの受験生を対象とした高いレベルの教育サービスを提供している実績があることから、同社の設置する大学は、新しいビジネスを立ち上げる人材や総合法律情報の専門家等を輩出することが期待できる。

また、これまで、法人税等を納めつつ、大学同様の教育を助成金等を受けずに実施してきた実績があり、経営基盤に問題はみられない。

さらに、商法等に基づく情報開示、コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備等、適

切なコーポレートガバナンス（企業統治）が行われている。また、経営支障が予見できた段階での募集停止、募集停止後の就学保障、他学校への編入支援などの独自のセーフティネット（安全対策）の案も準備されており、問題なく学校運営を実施できると判断することができる。

なお、株式会社東京リーガルマインドは、東京都千代田区、大阪市において平成16年4月に開校を計画している。更には、本市と同様に平成17年4月の開校を目指して平成16年1月に構造改革特別区域計画の認定申請を予定している地方公共団体も複数あると聞き及んでいる。そこで、既に構造改革特別区域計画の認定を受けている東京都千代田区、大阪市やその他地方公共団体と情報交換及び情報共有を行い、必要な調整を行う。

また、株式会社が大学を設置するにあたっては、松山市においても事業者の経営状況の把握に努めるとともに、さらに、万一経営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合に備え、学生の適切な修学を維持できるよう、松山市内部の担当を予め決めておき、近隣所在の大学等の転入学に関する情報収集、協力要請に努めることとする。また、そうした事態が生じた場合には、専門の相談窓口を設け、事業者との連携により、学生から他校への転入学に関する希望等を聴取し、転入学可能な学校に関する情報収集、紹介を行うこととする等の措置を採るものとする。

1 特定事業の名称

821 (801-1) 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド
代表取締役 反町勝夫
住所 東京都港区愛宕2 - 5 - 1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

松山市内で、株式会社東京リーガルマインドが大学を設置する際に、校地・校舎の自己所有を要しないこととする。

5 当該規制の特例措置の内容

事業者（株式会社東京リーガルマインド）が設置を希望する地域においては教育上の特段のニーズがあるが、当該地域において校地・校舎を自己所有することは困難であると認められる。

(1) 教育上の特段のニーズについて

株式会社東京リーガルマインドが大学を設置するにあたっては、優れた教員、学生が集まり、地域の産業界とも密接な交流を図れるよう中心市街地で事業を展開することが不可欠である。

同社が設置を検討している地域は、官公庁、民間企業等が集積している本市の中心市街地である。そこには、キャリアアップ志向の人々が多く、専門・高度な職業能力を自ら育成したいというニーズが特に高い。このような地域に設置することによって、設置地域から地理的に近い地域の職業人に、就業時間後でも通学できる専門教育の機会を提供し、地域の活性化へと繋げることができる。さらにこれらの地域に大学を設置することにより、

周辺地域に勤務する異業種の実務家等との交流が生じることを期待できるほか、地域企業への労働力供給、学生にとっての実務実習の場の提供を誘導することにも繋がる。

(2)校地・校舎を自己所有することが困難な理由について

同社が進出を検討している中心市街地は、企業等が集積し地価の高い商業地域であり、近隣の土地、建物の市場価格は極めて高価となっており、校地・校舎を取得するためには、莫大な出費を要する。

他方、この同社のカリキュラムを実施するにあたっては、校地・校舎の通例の使用が可能であれば充分であり、自己所有していないことをもって何ら事業展開上支障はないと考えられる。

さらに、校地・校舎取得のために莫大な出費を求めるよりも、その資金を教育・研究設備等の充実、最新の技術・ノウハウの習得等に活用する方が、教育・研究機能の向上はもとより、人材育成機能の充実、教員等によるビジネス交流レベルの向上を通じて地域への貢献度が高まると考える。

そこで、同社に対して本件特例を適用し、円滑な大学開設を支援する。